

調査・研究テーマ「自助・共助を進める公助の取り組み」について

減災に向けた防災情報の浸透・活用策について	
①自助、共助を進めるための具体的な公助の取り組み	総務局
②市立学校の防災教育の推進	教育委員会事務局
③横浜市民防災センターを活用した減災行動普及啓発	消防局
横浜市防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の修正	総務局

減災に向けた防災情報の浸透・活用策について

～自助、共助を進めるための具体的な公助の取組～

「減災」の実現のためには、行政の取組である「公助」だけでなく、市民の皆様一人ひとりの「自助」と地域の助け合いである「共助」が欠かせません。

そこで、自助・共助の取組を市民の皆様に浸透させ実践していただくため、全戸配布した「わが家の地震対策」を啓発ツールとして活用するほか、ホームページの改善、「町の防災組織」への支援などを実施していきます。

また、教育委員会と連携した防災教育の推進や、地域の課題解決に向けた区の事業を柔軟に実施できるようにするための支援、各種イベントを利用した啓発など、積極的に取り組んでいきます。

1 パンフレット『わが家の地震対策』を活用した啓発

(1) 『わが家の地震対策』の作成・配布

日頃からの備えや発災後の対応に必要な情報だけでなく、想定震度等、身の回りに潜む危険を知っていただくためのハザードマップを掲載したパンフレット『わが家の地震対策』を作成しました。これを各家庭で常備し、減災行動を実践していただきたいと考え、全戸配布しました。

(2) 『わが家の地震対策』の活用

配布するだけにとどまらず、今後も引き続きこの冊子を利用して、最低3日分の備蓄、災害時の身の安全、避難生活での注意事項といった掲載内容の浸透を図ります。また、身の回りの危険性の確認をするなど家庭や地域における減災行動を進める話し合いに活用していただくよう、様々な方法で利活用の促進を図ります。

【利活用促進のための取組】

ア 区での活用

- ・ 各地域で「わが家の地震対策」を活用した説明会を開催できるように、地域向けのマニュアル等を整備し、それを基に地域で防災講習会を実施していただきました。
- ・ 自治会町内会が開催した、自助・共助の大切さを知るための防災に関する勉強会に区の職員が出向き、参加者に持参していただいた「わが家の地震対策」を教材として説明しました。
- ・ 各連合町内会などで、「よこはま地震防災市民憲章」や横浜市地震被害想定などのページを用いて、日頃の備えや発災直後の行動、新たな想定地震による被害について周知しました。

イ 映像版の作成

「わが家の地震対策」の映像版を作成し区役所窓口で貸し出せるようにしております。

また、ケーブルテレビや区役所窓口等で放映し市民の皆様への内容の浸透を図っているほか、WEB上でも観られるようにするなど利便性の向上に努めています。

ウ その他

市民の皆様が自由にダウンロードして活用できるように、ホームページに公開しているほか、各種イベントで「わが家の地震対策」の内容について、チラシ配布やパネル展示を利用し、啓発しています。

2 ホームページを通じた啓発

現在のホームページでは、防災計画や条例、憲章、パンフレットなど、項目ごとに閲覧できるようにまとめ、防災・減災のために必要な情報を盛り込んでおります。

今後、他都市のホームページなども参考にしながら、市民の皆様が内容を理解しやすいように、自助・共助・公助の視点で再構成するなどホームページの改善に努めます。

3 町の防災組織への啓発

職員が地域へ防災指導する際の指針として「町の防災組織への啓発ガイドライン」を24年度末に作成しました。今年度からは、これを基に、地域コミュニティを活かした共助を推進するため、区役所や消防署が地域に出向いて防災指導を行っています。

また、26年3月には、「まちの防災 共助のススメ」というリーフレットを自治会町内会等へ配布する予定です。今後、このリーフレットに沿った活動を、地域が主体的に進めていただけるよう区役所や消防署が中心となって普及啓発していきます。

4 今後の取組

26年度の新規事業である「共助推進事業」では、地域の防災活動をけん引する人材の育成を実施します。この事業は、防災・減災対策をより一層推進するために「わが家の地震対策」に記載された内容について理解を深めていただくほか、それを地域に浸透していただくための、具体的な活動に繋げていくものです。

また、地域における自助・共助の先進的な取組を全市に展開していくために、事例集等の発行なども予定しており、自助・共助の意識を地域全体に広める具体的な取組などを、積極的に紹介していきたいと考えています。

市立学校の防災教育の推進

1 防災教育

- ◎学校防災のための参考資料（H25.3 文部科学省）に「防災に関する基礎知識」と「防災に関する組織活動」を両輪にして児童生徒が体験的・実践的に知識を理解することで、地域の一員としての自覚や社会に参画していこうという態度を養う防災教育について示されている。
- 学習指導要領では、「体育・健康に関する指導」の中の「安全に関する指導」において、「防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断して安全のための行動に結びつけるようにすることが重要である」とされている。
- 各教科等における安全に関する指導として、例えば、小学校の理科では集中豪雨をもたらす土地の変化と自然災害、中学校の理科では地震発生のメカニズムの学習や保健体育科の心肺蘇生法の学習などがあり、これらの他にも様々な教科等で多様な学習活動が展開されている。また、避難訓練も防災教育の一環として行っている。

2 本市教育委員会における主な取組

- 平成23年 7月 東日本大震災を受け「横浜市学校防災計画」改訂
 - ・防災リテラシーの育成
 - ・自助力・共助力の育成
 - ・人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成
- 平成23年 9月 「横浜市学校防災計画」改訂に伴う各学校の防災計画見直し
- 平成25年 4月 「横浜市防災計画」改訂を受け「横浜市学校防災計画」改訂
- 平成25年 6月 第1回学校安全研修「津波からにげる」
- 平成25年 8月 「横浜市防災教育の指針・指導資料」作成・配付
- 平成25年 9月 第2回学校安全研修「消防局が実施する防災・減災指導」
- 平成25年 10月 「よこはま地震防災市民憲章」の全校配付
- 平成26年 1月 第3回学校安全研修「地域防災にかかわる実践提案」

3 「横浜市防災教育の指針・指導資料」の内容

【資料1】参照

【資料2】参照

【資料3】参照

4 市立学校における具体的な取組例

(1) 小学校

- 社会 「自然災害を防ぐ」
- 理科 「土地のつくりと変化」(火山・地震)
- 学校・地域・保護者が連携した防災教育
- PTA や地域主催の防災キャンプへの参加
- 消防署と連携した定期的な避難訓練の実施

(2) 中学校

- 保健体育「傷害の防止」(心肺蘇生、災害への備え等)
- 理科 「地震の伝わり方、自然の恵みと災害」等
- 小中一貫ブロックで取り組む合同防災訓練
- 地域による避難所開設訓練への参加
- 消防署と連携した定期的な避難訓練の実施

5 今後の取組

(1) 教育委員会

- 「学校安全推進校」を方面別に小中各1校、計8校設置。
地域と連携した防災訓練、小中で連携した防災への取組、指導資料を生かした指導の推進等を行い、その取組成果を各学校に情報発信
- 体験を伴う教職員の研修の推進

(2) 各学校

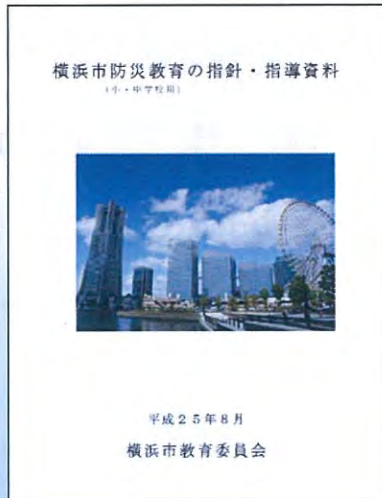
- 家庭・地域・関係機関との連携を図った防災訓練の推進
- 児童生徒の発達段階に応じた体験を伴う防災教育の推進

< 参考資料 >

- (1) 「横浜市防災教育の指針・指導資料」 記者発表資料・・・・・・・・・・【資料1】
- (2) 「横浜市防災教育の指針・指導資料」の一部抜粋・・・・・・・・・・【資料2】
- (3) 各方面事務所ニュース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料3】

子どもたちの自助・共助を育成します！

～「横浜市防災教育の指針・指導資料」配付！～



東日本大震災では、想定外の巨大地震と津波によって多数の尊い命が失われました。各地域で甚大な被害が発生した中、普段からの防災教育が実を結び、子どもたちが自らの命を守り、他の人々の手助けとなった事例が知られ、学校教育における防災教育の重要性が改めて認識されました。

このたび、子どもたちに「自助・共助」や防災教育を推進するために、「横浜市防災教育の指針・指導資料」を作成し、市立小中学校及び特別支援学校に配付しました。

各学校での防災教育の推進に生かしていきます。

- 地震、津波、台風、噴火、雷、竜巻、集中豪雨など、想定される内容を網羅
- 系統的に防災教育ができるよう、学年に応じた内容で構成
- 指導資料と授業で使える学習ワークで編集
- 活用しやすい、2 ページ見開き
- 使いやすいファイル式



- 平成 25 年 8 月発行、配付
- A4版 120 ページ
- 市立小、中、特別支援学校で活用できるよう、Y・Y NET に掲載
- 学校安全研修等を通して、活用方法について、周知徹底

目次	
はじめに 目次	
横浜市防災教育の指針	
I 防災教育の指針策定の背景	1
II 横浜の防災計画の目指すもの	1
よこはま地震防災市民憲章～私たちの命は私たちで守る～	1
指導資料	
指導資料の活用について	10
発達段階に応じた防災教育の目標と指導内容	15
目標及び取り扱い内容の一例と災害安全教育指導モデル	16
安全単元配列表例（小学校）	26
安全教育にかかわる教科等の年間指導計画例（中学校）	27
基礎知識編	
地震について	38
津波について	42
台風について	50
火山の噴火について	56
雷・竜巻・集中豪雨について	58
放射線について	64
過去から学ぼう	70
自分の命を守ろう	72
けがをしたときには	74
命の大切さを考えよう	78
組織活動編	
避難訓練の大切さ	86
家庭との連携	92
公共機関とのかわり	102
地域とのかわり	110
防災教育の具体例	118
コラム・「そのとき学校は」	120
参考文献・資料	

『よこはま地震防災市民憲章』
～私たちの命は私たちで守る～
について、
周知を図ります。

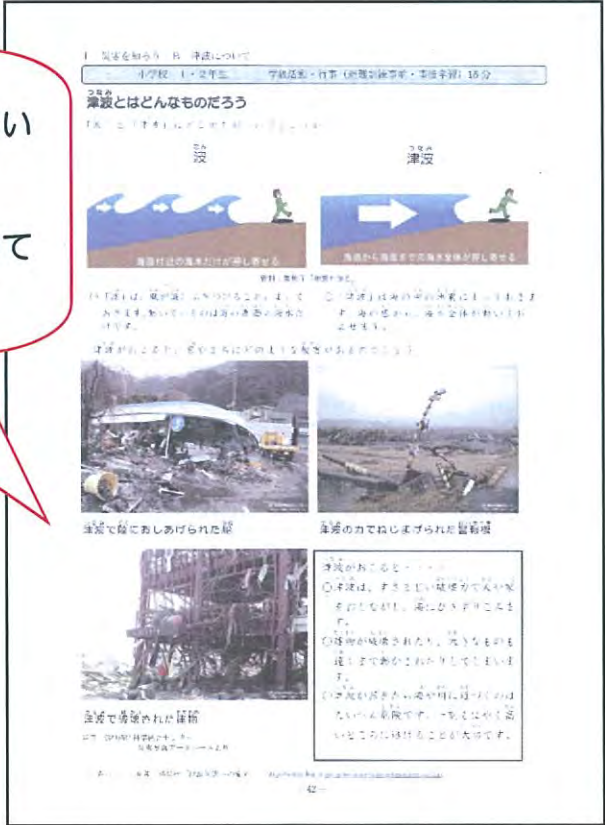
**横浜市防災教育の指針
と指導資料（基礎知識
編と組織活動編）から
なっています。**
**子どもたちの自助・共
助を育成します。**

○イラストや写真を豊富に掲載しています。

○カラー印刷のため、より実感をもって
学ぶことができます。

「自助・共助の育成」

「自分の命は自分で守る」
ことがすべての基本です。
互いに助け合いながら困難
を解決する力や自分自身が社会で
何ができるかを考え、行動
する力も育成します。



お問い合わせ先

教育委員会事務局 指導企画課長	上條 慶昭	Tel 045-671-3233
-----------------	-------	------------------

発達段階に応じた防災教育の目標と指導内容

防災教育の目的を達成するため、学校においては学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体を通して体系的に防災教育を進めていくことが求められています。ここでは、発達段階に応じた防災教育の目標と内容、取り扱いの一例を示します。

各学校の地域性や児童生徒の実態に応じて、目標と内容、取り扱い方を工夫し、学校防災計画作成の一助としてください。



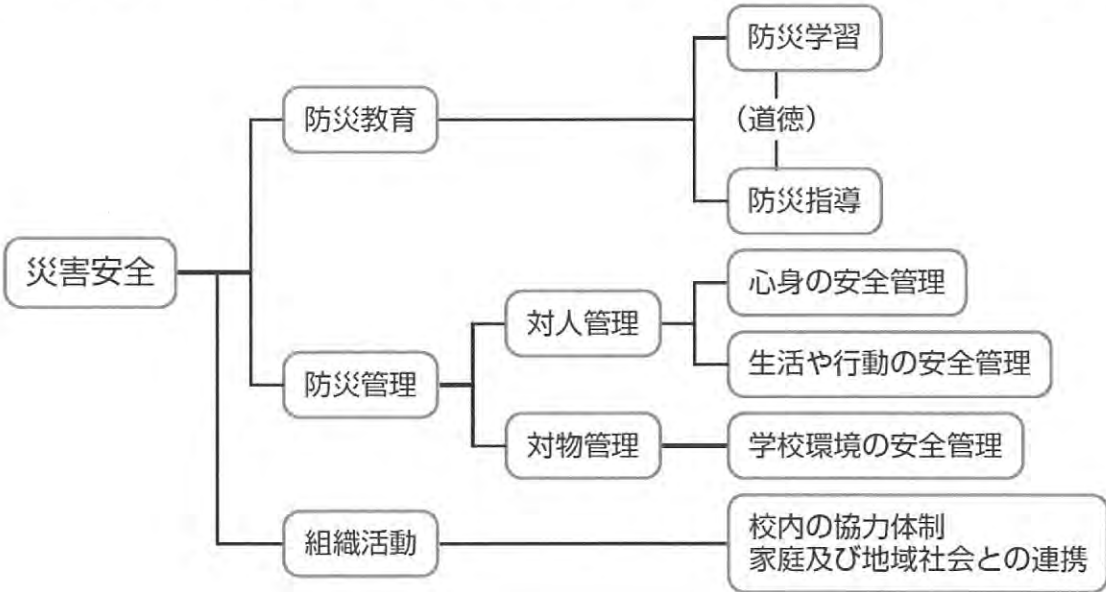
共助・公助

自助 = 「自分の命は自分で守る」ことが全ての基本です。

自助の大切さを全ての発達段階で扱い、児童生徒の実態に応じて指導内容を工夫し自助の育成から徐々に共助や公助の育成にシフトしていくことが必要になります。

学校安全の構造と学校防災

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなっています。学校安全の一領域である災害安全は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができます。



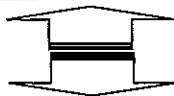
災害安全教育指導モデル〈中学年〉

〈ねらい〉地震や火災等の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

学校行事 浜 P 100

○ 総合防災訓練及び避難訓練

- ・火事の際は緊急放送をよく聞き、逃げる方向を確認して避難する。
- ・大きな地震の時は、机の下にもぐり、机の脚をしっかりとって頭部を守る。
- ・①おさない ②かけない ③しゃべらない ④もどらない
を守って安全に避難する。
- ・煙を吸わないようにハンカチを口に当て、腰を低くして逃げる。
- ・煙体験、起震車体験を行う。



学級活動

浜 P45-48

○心身ともに健康で安全な生活態度の形成

総合的な学習の時間

【自分たちの地域の防災について考えよう。】

- 横浜市民防災センターを見学しよう。
 - ・煙体験、起震車体験、消火体験などを実際に行う。それぞれの災害について具体的に理解し、正しい備えと適切な行動ができるようにする。
- 地域の防災訓練に参加しよう。
 - ・地震及び火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方を知る。
 - ・避難経路と避難所の役割について知る。
 - ・災害に対する備えの大切さを知る。
 - ・地域の防災活動への理解と積極的な参加の態度を育てる。

社会科

3年 浜 P23

「まちたんけん」

4年 浜 P26

「消防署の人の仕事」

図画工作科

3, 4年
「防災を呼びかけるポスターを描こう」

道徳

浜 P36, 60

- 「健康や安全に気をつけ、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで規則正しい生活をする。」
内容項目 1 - (1)
- 「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。」
内容項目 4 - (1)

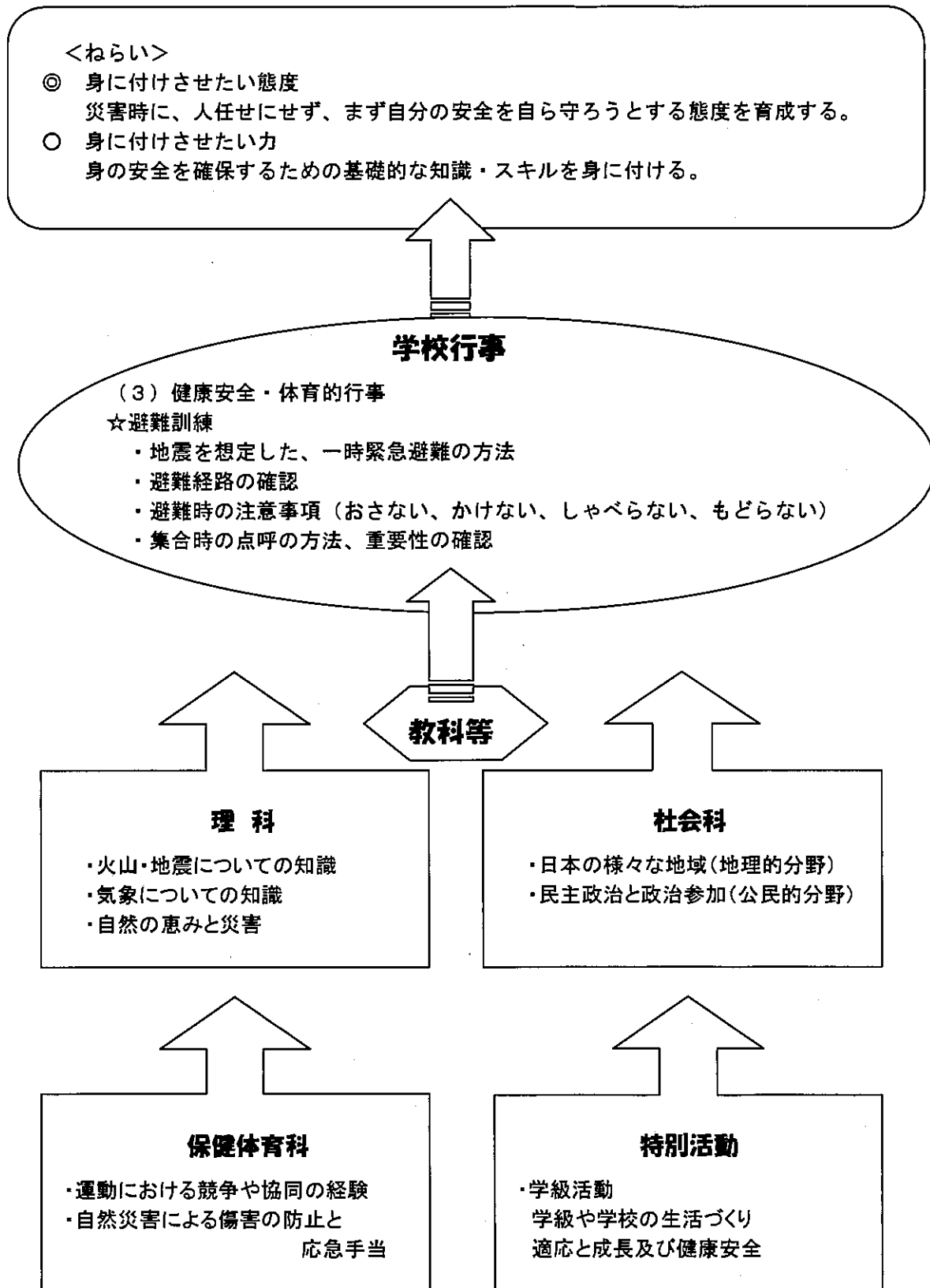
『横浜の時間』

日常の指導

- ・校内のいろいろな場所で非常口や避難経路を確認。
- ・防火扉やシャッターの付近では絶対に遊ばない。
- ・避難する時は、防災頭巾をかぶってハンカチを口にあてる。
- ・避難する時の約束「お・か・し・も」を確認。
- ・災害が起きた時の、家の人との連絡の取り方を確認。

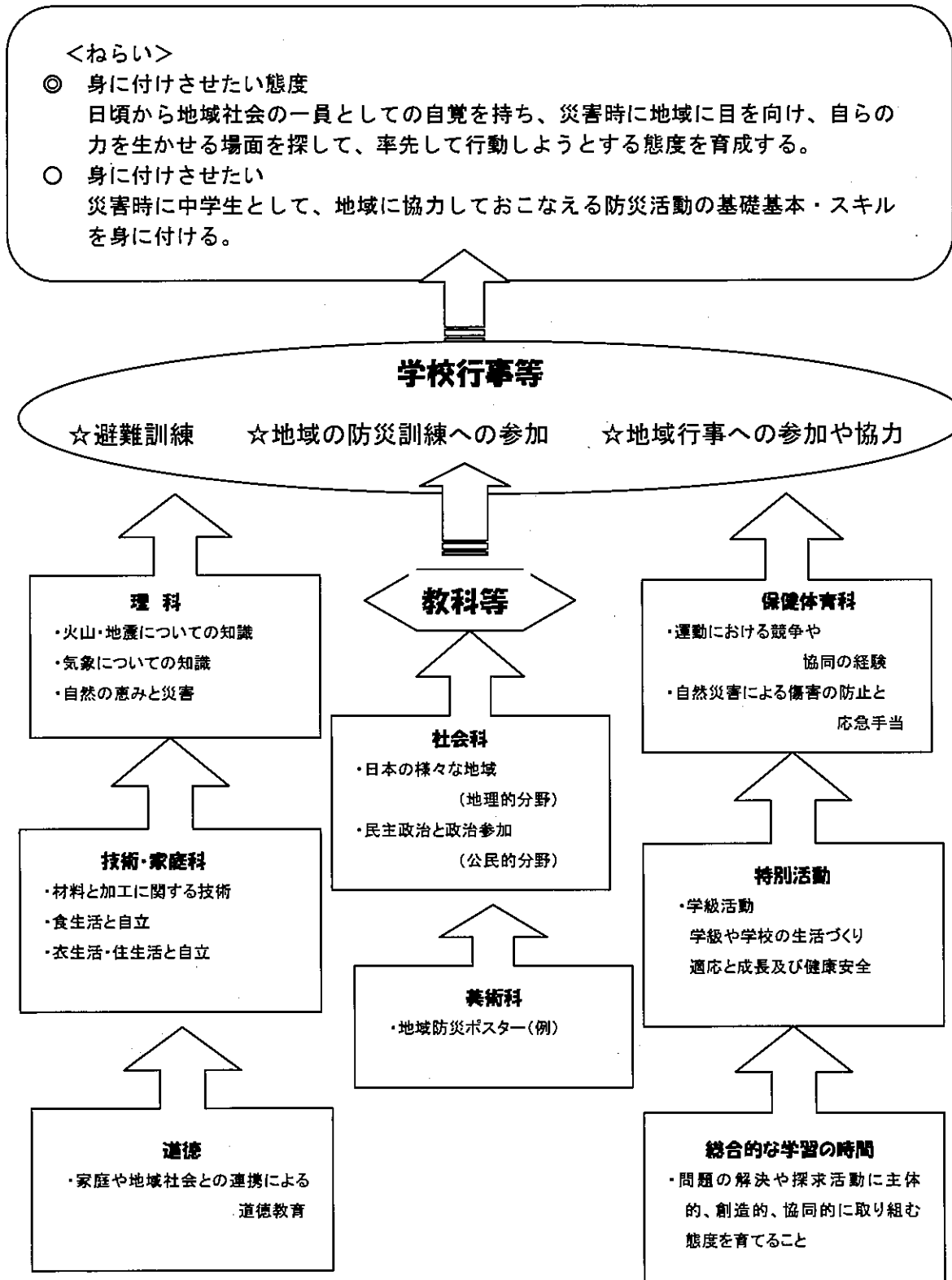
自助を育成するための指導モデル〈中学生〉

単 元 避難訓練を核とした安全教育



共助を育成するための指導モデル<中学生>

単 元 地域の防災訓練を核とした安全教育



- 生麦中学校ブロック防災訓練
- 統括校長会議報告
- 不祥事防止について
- 事務所からのメッセージ



平成26年 1月 7日
教育委員会事務局
東部学校教育事務所

今回は、防災について独自の取組を行っている生麦中学校ブロックにおける防災ネットワークや防災訓練の様子、先日開催された統括校長会議の報告、また、東部学校教育事務所からの不祥事防止の取り組みなどを紹介します。

生麦中ブロック 防災訓練の実施

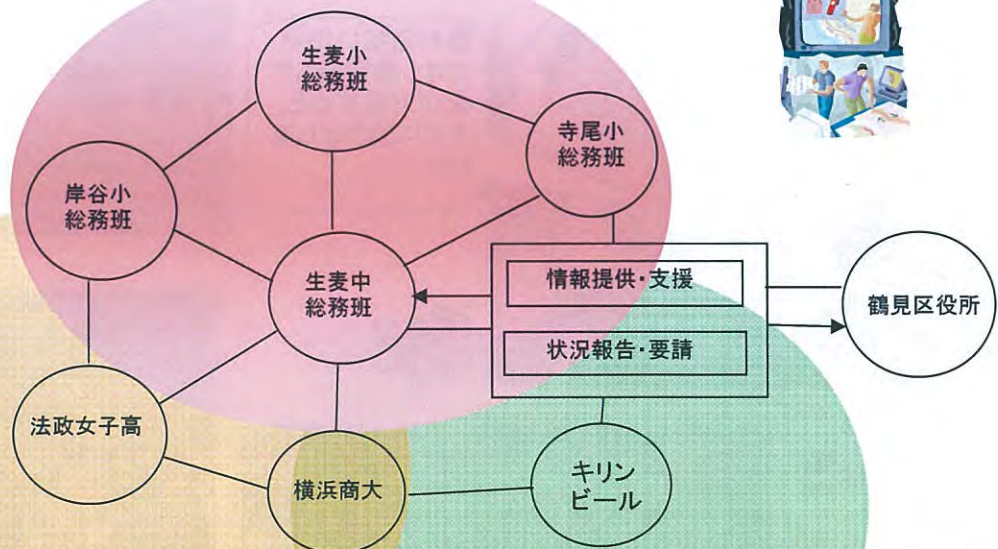


去る11月24日(日)に、生麦中ブロック(生麦中、岸谷小、寺尾小、生麦小)では、今後の大震災の発生を意識した区役所との情報受伝達や防災機材の取扱いなどの防災訓練が実施されました。今回の訓練では、生麦中ブロック内の生麦中、寺尾小、生麦小の3校が参加しました。生麦中学校の生徒は、自校の訓練に参加するだけでなく、寺尾小学校、生麦小学校にも各20名の生徒が派遣され、それぞれの学校の訓練に参加して、機材取扱い訓練などで重要な役割を果たしました。また、同時に保護者の方々も炊き出し訓練を行うなど、積極的なご協力をいただきました。

生麦中学校関係機関ネットワーク連携図

◆ ネットワークの目的

生麦中学校区域内において、災害時における地域防災拠点及び協力機関をネットワークでつなぎ、連携、協力して各地域防災拠点の被災状況を把握するとともに、地域避難者の支援、児童生徒の安全確保にあたることを目的としています。



◆ 各拠点間の相互支援

- (1) 各拠点の総務班により、次の相互支援を行います。
 - ① 各拠点の避難者の情報の共有
 - ② 各拠点が包括する地域の被災状況の共有
 - ③ 拠点間物資の融通
 - ④ 協力機関(麒麟ビール、横浜商科大学、法政女子高校)との共助
- (2) 学校間の相互支援
 - ① 児童生徒の安否確認の情報交換
 - ② 授業再開に向けての協力体制の確立

◆ これまでの取組

- (1) 平成23年度 トランシーバーの購入
- (2) 平成24、25年度 アンテナ購入
(トランシーバーの感度向上のため)
- (3) 訓練実績
 - ① 平成24年3月
本部運営訓練、情報受伝達訓練、ボランティア派遣訓練
 - ② 平成25年2月
本部運営訓練、情報受伝達訓練、ボランティア派遣訓練
 - ③ 平成25年11月
情報受伝達訓練(地域防災拠点訓練との連携を図る)

★ 生麦中、寺尾小、生麦小 罹災者対応訓練の流れ ★

【想定】被害が想定される地震が発生(横浜震度5強)
平成25年11月24日(日)

- 10:00
- ・防災訓練開始
 - ・防災拠点運営委員集合
 - ・避難所開設
 - ・情報受伝達訓練開始(区役所等との受伝達)
- 12:00
- ・防災機材取扱い、炊き出し訓練等を並行して実施
 - ・各種訓練終了



学校は勉強をするのも大事だが、自分の命を守ることはもっと大事なことです。日頃から訓練を通じて学んでいきましょう。
(生麦中学校 藤田校長)



大地震が発生したら、私たちが皆さんのところに助けに行くことは、殆ど不可能です。日頃から、自分の家の安全についても考慮することが大事です。
(鶴見消防署)



生徒の「火事だ!!!」という掛け声と共に、消火活動を開始しました。

三角巾がないときは、ゴミ袋やサランラップでも代用できますので、試してみてください。
(鶴見消防署)



機材取扱い訓練では、発電機も生徒が対応すると、すぐに動き出しました。



保護者が中心になって炊き出しを行いました。



生麦小でも多くの地域の方々が訓練に参加されました。

南部学校教育事務所ニュース vol.23

【地域連携事業の紹介】地域とともに、安全、安心なまちづくり

～磯子区杉田小学校 土曜日活用で防災訓練～

「総合防災訓練」のようす

8月下旬から9月上旬にかけて、多くの学校で総合防災訓練が実施されました。

磯子区杉田小学校では、土曜活用日を生かし、8月31日（土）に「学校・地域合同防災訓練」が行われました。

訓練当日は子どもたちと教職員が地域の方と一体となり、様々な活動をする中で、防災の意識を深めることができました。

前半は、大地震を想定した避難訓練を行い、その後は災害時を想定し、体育館から無線電波を使って区役所へ連絡を送りました。

後半は、磯子区在住のギタリスト篠崎洋子さんが、歌と共に、東日本大震災から復興へとがんばっている気仙沼市立鹿折（ししおり）小学校の様子を伝えてくれました。最後は全員で「翼をください」を歌い、体育館いっぱいにみんなの声が響き渡りました。



体育館から区役所に無線を使い、メッセージを送りました。



篠崎さんのすてきな演奏と歌声が体育館に響きました。



篠崎洋子さんに鹿折小学校のようすを伝えていただきました。



訓練の最後には坂本磯子区長から温かい言葉をいただきました。

小中学校・家庭・地域の連携・運動を生かした訓練の必要性

災害は、児童生徒が学校にいる間に起こるとは限らず、学校以外の家庭や地域にいるときも想定した取組が重要になる。従来、学校としての防災教育や避難訓練は、地域や区役所が連携して行う地域防災拠点の訓練とは別に実施されることが多かった。しかし、「減災」や「人命を守ることを最優先とした対策の強化」を基本的な認識として防災教育を考えた場合、これまで以上に学校と家庭・地域の連携が欠かせないものとなる。各学校でもそうした基本認識に立って防災教育を進めていくことが求められている。 ～「横浜市防災教育の指針」から～

学校の取組を紹介します！

鴨志田中学校区 地域・学校合同総合防災訓練

地域で動ける人になろう！

去る8月31日（土）に鴨志田中学校・鴨志田第一小学校・鴨志田緑小学校が、地域防災拠点と連携し、合同の総合防災訓練を実施しました。

震度5の地震発生後に、鴨志田中学校の生徒が鴨志田第一小学校・鴨志田緑小学校へそれぞれ移動し、小学校児童とともに地域防災拠点の活動に参加するという内容でした。

それぞれの小学校で、安否確認訓練、充電式のランタンの充電作業、防災備蓄庫の見学、発電機やエンジンカッターの実演、体育館の避難スペースの区割り作業など、地域の方・保護者と協力して充実した活動を行いました。



【仮設トイレの組立て】



【発電機の作動体験】



【安否確認訓練】

西部・旭中学校ホームページより

地域防災訓練に中学生が参加を始め7年目を迎えました。毎年同じ内容ではなく、検討を重ねながら新たな内容を加えてきました。今年は、避難していらっしやった皆さんが、まず受付を行い、その後避難場所の体育館に移動するという訓練が新たなものです。



煙体験を行いました。

訓練内容は煙体験・防災備蓄庫内にある機材を見学・体験（発電機始動・エンジンカッター操作）心肺蘇生 AED 避難所校舎内巡回



炊き出し すいとんに入れるダイコンを洗っています。（左上）中学生が心肺蘇生 AED 模範演習を行いました。（右上）

地域の人に教わりながらエンジンカッターを丁寧に扱いました。（左下）

訓練の前に消防署員の皆さんからAEDの指導を受けました。

横浜市民防災センターを活用した減災行動普及啓発について

1 横浜市民防災センターの開設

横浜市民防災センターは、市民防災研修の場として、展示施設、地震体験、視聴覚研修などを通じ、防災知識の普及を図るため、昭和 58 年 4 月 1 日に開設しました。

2 展示室の経緯

(1) 開設時（昭和 58 年）は「見て学ぶ施設」

「地震」・「火災」の二つに区分し、地震コーナーの地震や火災コーナーの煙道カプセル等を体験し、それに対する知識を学ぶ展示構成となっていました。

(2) 全面リニューアル（平成 7 年）

安全安心都市実現に向け、各種シミュレーター等の先端技術を導入した「総合的な防災実践が体験できる施設」へ全面リニューアルしました。

3 現在行っている減災行動普及啓発の状況

(1) 体験展示施設での学習

展示は、「知る」「体験する」「備える」の 3 つのゾーンに分かれ、地震対策、風水害対策、火災予防などを体験的に学べます。

ゾーン	内容	主な展示等
「知る」	災害について基礎的な知識を学ぶ	・災害劇場：風、熱を再現する体感装置と迫力ある大型映像で、災害のおそろしさを知る ・たつまき、地震と地盤、地震と振動：模型で災害のメカニズムを知る
「体験する」	災害を模擬体験して適切な行動を学ぶ	・地震体験：大正関東地震、兵庫県南部地震、宮城県沖地震のそれぞれの揺れを体験 ・煙体験：有毒な火災時の煙を吸わないような避難方法を体験 ・暗闇体験：災害による夜間での停電時における避難行動を体験
「備える」	日常的な備えから災害時の心構えまで、被害を最小限に抑えるための対策を学ぶ	・消火器の使い方：初期消火を実践できるよう消火器の操作方法を身につける ・高層住宅の地震被害：地震後の高層住宅の居室内模型を展示し、転倒防止の重要性を学ぶ ・なぜ必要？非常持出し：災害発生直後は、食料や日用品の購入が困難であり備蓄の重要性を学ぶ

(2) 研修、講習会

救命講習、新人社員研修、防災講演会などを企画、協力して実施しています。

(3) イベント等

消防フェア、ふれあいコンサート、夏休みの子どもイベントなどを企画・協力して実施しています。

(参考) 来館状況

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	開館からの累計
団体	団体数	726	775	702	19,494
	人数	23,626	23,999	24,075	806,138
個人		14,992	18,446	17,320	547,258
来館者合計		38,618	42,445	41,395	1,353,396

4 課題

市内唯一の防災教育、体験施設ではありますが、展示室を平成 7 年に**全面リニューアルして以来 19 年が経過し、設備等の老朽化**も目立ち、

- ・使用できないもの（通報訓練）
- ・故障により一部撤去したもの（避難シミュレーション、食用油加熱出火実験コーナー等）

もあります。

また現在の展示では、自助・共助の啓発を推進するため、例えば、

- ・横浜市で起こりうる災害やその被害の様子、特性を正確に学ぶ
- ・家具の転倒落下防止など命を守るための備えについて具体的に体験しながら学ぶ
- ・木造住宅密集地域火災など、地域の人が協力しなければ消すことができない共助について学ぶ

などのコンテンツが不足しています。

5 再整備

現行施設では、火事や地震が発生したときの対応を学ぶことが中心となっていますが、上記の課題を解決すること、そして、東日本大震災を教訓として、市民の皆様にも自助・共助の取組を実行していただくことにより、市民及び地域の防災力を向上させ、地震防災戦略の減災目標を実現していく必要があります。

このため、**よこはま地震防災市民憲章を具現化し、自助・共助の普及啓発を推進する中核施設として、この市民防災センターを再整備**することとしました。

平成 25 年度は、再整備のための基本設計を行っています。（別紙参照）

1923.9.1 関東大震災

M7.9 日本災害史上最大 死者行方不明10万5千余

1927.3.7 北丹後地震 死者 2925 人

1932.12.16 白木屋火災 死者 14 人

1933.3.3 昭和三陸地震 M8.1 大津波が発生 3000 人を超の死者

1934.9.21 室戸台風 死者・行方不明者 3000 人超

1944.12.7 東南海地震 M7.9 伊豆から紀伊にかけて津波が襲う

1945.9.17 枕崎台風 死者・行方不明者 3700 人超

1946.12.21 南海地震 M8.0 房総から九州にかけて津波が襲う

1952.3.4 十勝沖地震 M8.2 死者不明者 33 人

1955.2.17 聖母の園養老院火災 死者 99 人

1959.9.26 伊勢湾台風 死者・行方不明者 5000 人超

1960.5.23 チリ地震津波 有史以来最大規模 M9.5 の地震による

1972.5.13 千日デパート火災 死者 118 名

1976.10.29 山形県 酒田大火 焼損棟数 1774 棟

1978.6.12 伊豆大島近海地震 M7.0 伊豆半島東岸に大被害

1978.6.12 宮城県沖地震 M7.4 ブロック塀の下敷きで犠牲者多数

1982.2.8 ホテル・ニュージャパン火災 死者 32 人

1983.5.26 日本海中部地震 秋田・青森などで死者 104 人

1985.9.19 メキシコ地震 M8.1 死者不明 8000 人以上

1986.4.26 チェルノブイリ原子力発電所事故

原子力開発史上最悪の事故周辺住民に大きな影響

1987.12.17 千葉県東方沖地震 M6.7 千葉県で震度 5 死者 2 人

1989.10.17 ロマプリータ地震 米カリフォルニア州

M7.1 高速道路高架が崩壊した

1995.1.17 阪神・淡路大震災 M7.3 死者 6000 人超

日本初の大都市直下地震

2001.9.1 新宿歌舞伎町ビル火災

死者 44 人 雑居ビル防災の問題点が露呈

2004.10.23 新潟県中越地震 M6.8 死者 68 人

上越新幹線が脱線、鉄道・道路に大きな被害

2004.12.26 スマトラ島沖地震 M9.3

世界規模の津波災害 死者 22 万 7 千人

2005.4.25 JR 福知山線事故 107 人が死亡する大列車事故

2007.7.16 新潟県中越沖地震 M6.8 震度 6 強 死者 15 名

2009.8.11 駿河湾で地震 M6.5 最大震度 6 弱 死者 1 名

東海地震観測情報が出された

2010.1.12 ハイチ大地震 M7.0 死者 31 万 6 千人

2010.4 アイスランドの火山噴火欧州の空の便が大混乱

2011.2.22 カンタベリー地震 M6.1 直下型地震 死者 185 人

2011.3.11 東日本大震災 M9.0 死者行方不明

1 万 8 千人以上東日本太平洋岸を巨大津波が襲う

横浜市民防災センター展示室

▶ 横浜市民防災センターは、どなたでも自由に見学できます。

▶ 団体利用の場合は、館内案内のため事前に予約をお願いいたします。

利用のご案内

開館時間 午前 9 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)
年末年始(12月29日~1月3日)

詳しい情報は、「横浜市民防災センター」で **検索**

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/bousai/>

住宅用火災警報器が

大切な命・財産を守ります!!

火災の危険をすばやく発見!
音や音声で知らせます!!

電池は大丈夫ですか?
定期点検をお願いいたします!



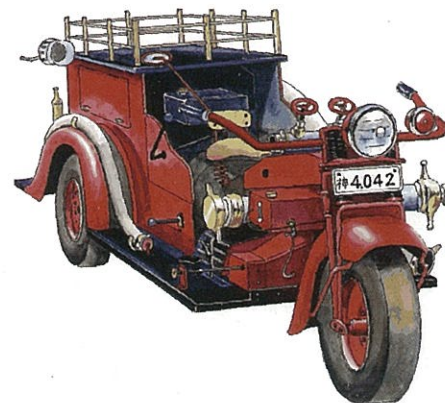
☆地震対策していますか!☆

自助・共助の理念で防災力を高めよう

- 家族と話し合っていますか?(自助)
 - 地震に強い家ですか?(自助)
 - 家の中の安全は大丈夫?(自助)
 - 備蓄品や非常持出品を準備していますか?(自助)
 - 地域の訓練や講習会に参加していますか?(共助)
- 出来ているかチェックして確認しましょう

横浜市民防災センター

YOKOHAMA CITY MUNICIPAL DISASTER PREVENTION CENTER



災害を知る
災害を体験する
災害に備える

横浜市民防災センター

221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-7

tel 045(312)0119 fax 045(312)0386

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

横浜市消防局

YOKOHAMA CITY FIRE BUREAU

横浜市民防災センターによろこそ！
大災害にも負けない、行動力、心がまえを
この展示室で身につけてください。



知る

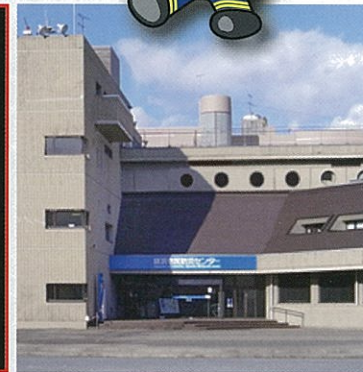
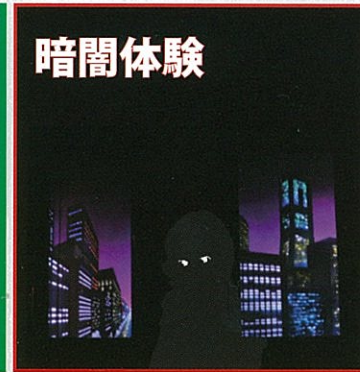
災害についての
基礎的知識



災害劇場

水害
たつまき
地震と振動
地震と地盤
無言の証言

暗闇体験



体験する

災害を模擬体験して
適切な行動を学ぶ

地震体験
煙体験
暗闇体験



地震体験

煙体験



備える

被害を最小限に
食い止めるために



消火器の使い方

消火器の使い方
消防・防災設備
高層住宅の地震被害
地震の恐怖
なぜ必要？非常持出し
ロープの結び方
119番通報訓練

横浜市民防災センター
Yokohama City Municipal
Disaster Prevention Center



《表紙の消防車について》
オートバイ(陸王)改造三輪消防車
昭和17(1942)年頃 神奈川県所属
(現存するかどうかは、不明)
絵と解説：佐藤 榮一氏

基本方針

- 「自分が生き残る」「周りの大切な人たちの命を守る」ための行動を身につけられる
よこはま地震防災市民憲章を周知し、自分と家族を守り、地域で助け合っていくために必要な行動について学び、知識だけではなく、具体的な行動を体験、習得できる機会を設ける。
- 横浜市の特長について理解を促す
横浜市で起こりうる災害被害の様子、特性を正確に伝え、災害は自分の身にも起きるとい意識を高める。自分でとらなければならない行動、備えておくべきこと(減災行動)について理解を深める。
- 幅広い世代、ニーズに対応した実践的なプログラムを提供する
来館者の年齢、属性、ニーズに合わせた具体的で実践的な体験プログラムを提供する。

特長

- ・いつでも誰でも防災・減災を学ぶことができる。
- ・他では体験できないリアルさで、防災・減災の行動を気づき・考えてもらうことができる。
- ・横浜駅に近く、公園と一体で市民が利用できる施設であり、平常時だけでなく、災害時の帰宅困難者一時滞在施設としても有効に活用できる機能を有している。

効果

- 横浜市民(法人を含む)
 - ・地域特性や被害予測を知り、災害への備えを実行している。
 - ・災害時に自分の命を守ることができる。
 - ・地域防災のリーダーが育っている。
 - 子ども
 - ・知識を身につけることにより、将来の横浜の安心を担う力が育っている。
 - ・災害に対する不安を素直に表現し、大人に行動を促している。
- 自助・共助の取り組みによる市民及び地域防災力の向上
減災目標の実現

施設展開(案)

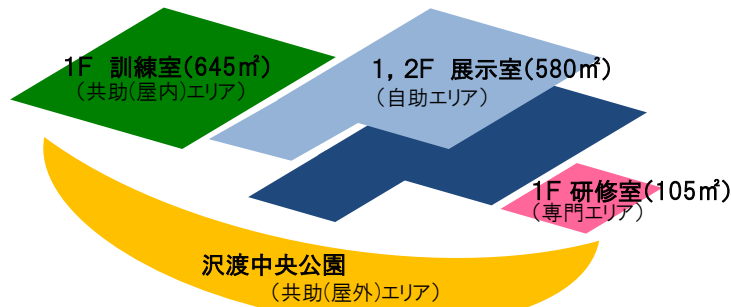
～再整備コンセプト～

「自分の命を守る」**自助意識**

「お互いに助け合う」**共助意識**の啓発と

その**行動を起こす**ことができる人を育成する場

自助エリア	共助(屋内)エリア	共助(屋外)エリア	専門エリア
自助行動を中心に、減災行動への第一歩を体験	自助体験を振り返るとともに、共助行動について学ぶ	実際の災害時にとるべき行動を実体験し、確実に身に着ける	より専門的な知識や情報を習得し、減災知識、行動力を高めていく
すべての来館者	団体	ニーズにあわせて	ニーズにあわせて



共助(屋内)エリア

自助エリアの体験を振り返るとともに大空間を活用して共助を学ぶ ●自助体験の振り返り

- ・ワークシートを活用し、体験を振り返る
- ・クロスロードなどの共助に関するワークショップ、救命講習などを開催



- 屋内消火栓・初期消火箱の操作体験
- 実大避難所運営ゲーム(HUG)



自助エリア

自助行動を中心に学習・体験

自分と家族の命を守る

YOKOHAMA災害タイムマシーン

臨場感あふれるシアターで横浜に起こりうる災害を想像

- ・過去と未来の災害を想定したストーリー
- ・映像、照明、音響の組合せで怖さを演出
- ・正面と左右にスクリーン、床面に津波・液状化を演出
- ・座席数45(1クラス分)



3次元地震動シミュレーター

自分の住まいの地域、建物等の揺れや被害を具体的に体感

- ・3次元振動、映像、音響の組合せで「地震」を再現
- ・震度階(地域)ごとの揺れや長周期地震動
- ・戸建て住宅から超高層など様々なシチュエーション
- ・大人10人程度が一度に体験
- ・家具類転倒・落下実験



地震が来るぞ!

地震発生から停電までの流れを体験し、身を守る行動を学ぶ

- ・テレビからの緊急地震速報
- ・地震発生までの行動
- ・地震発生時の身の守り方
- ・停電時の暗闇からの避難



備え!

家具類の転倒・落下防止を体験し、家庭での減災行動の実践を促す

- ・実物大の家具
- ・自分で固定、効果確認
- ・効果的な転倒・落下防止の展示



共助(屋外)エリア

共助等の実践的な体験

- ・実際の炎の熱を体感しながら行う消火訓練
- ・地域防災拠点の資機材を使った救助やトイレ設営等の訓練

* 沢渡中央公園の再整備(神奈川区・環境創造局)と連携

●放水体験



●地域防災拠点の資器材取扱い



●救助体験



火事だ!

火災発生時の行動を実際に体験し、学ぶ

- ・住宅用防災警報器等の作動
- ・火災の熱さを体感
- ・大声で周知
- ・消火器による初期消火
- ・火災に対する備え(感震ブレーカー等)を学ぶ



煙はこわい!

煙の特性を知り、避難行動を学ぶ

- ・煙の視認性を体験
- ・適切な避難行動
- ・防火シャッターを体験



YOKOHAMA緊急情報

災害発生時、自分の街でどんなことが起きるのか、想定される被害やその特性を伝える

- ・ハザードマップを3DCGで表現
- ・横浜の地形の変遷



緊急時の情報伝達方法について知る

- ・119番通報
- ・災害伝言ダイヤル171
- ・津波警報伝達システム



様々な防災情報の提供

- ・体験の振り返りや防災Q&A
- ・防災情報Eメール登録など

運営面の工夫

[内容充実のために]

- ハードのみならずソフトを充実
 - ・来館者のニーズに合わせた複数のプログラムを用意
 - ・習得度に応じ職員が適切にアドバイス
 - ・セミナーなど年間を通して開催
- NPO法人、企業など民間活力との連携
 - ・質の高い知識・技術やサービスの提供
 - ・最新の防災用品等の紹介や普及等

専門エリア

より専門的な研修等による知識の習得

- ・防災の指導者のためのセミナー
- ・消防職団員、防災センター要員、自衛消防隊員等のための研修
- ・防火防災管理者講習等の開催

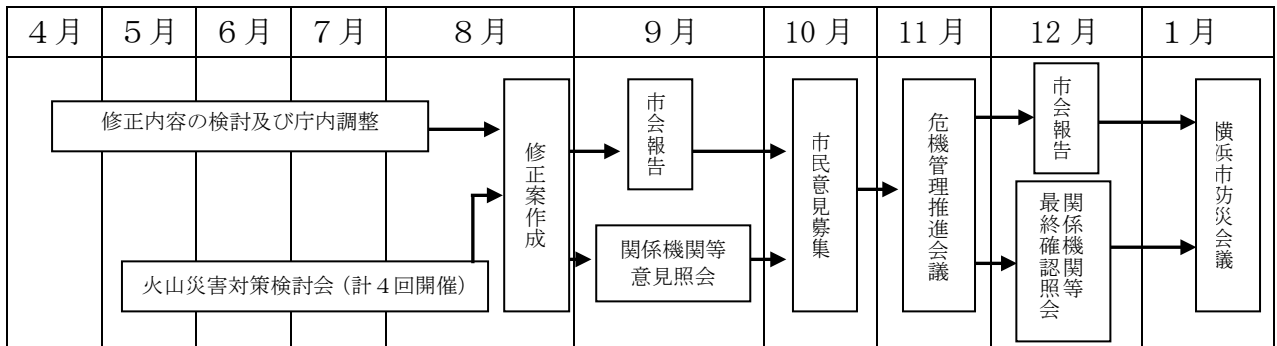
- 災害図上訓練(DIG)



横浜市防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の修正について

防災計画「風水害対策編」及び「都市災害対策編」について、災害対策基本法等の法改正、国の指針等の改正内容等の反映や、本市においても富士山等で大規模な噴火が発生した場合、火山灰による影響が予測されていることから、火山災害対策を防災計画へ新たに位置付けるなどの修正を行いました。

1 これまでの経過

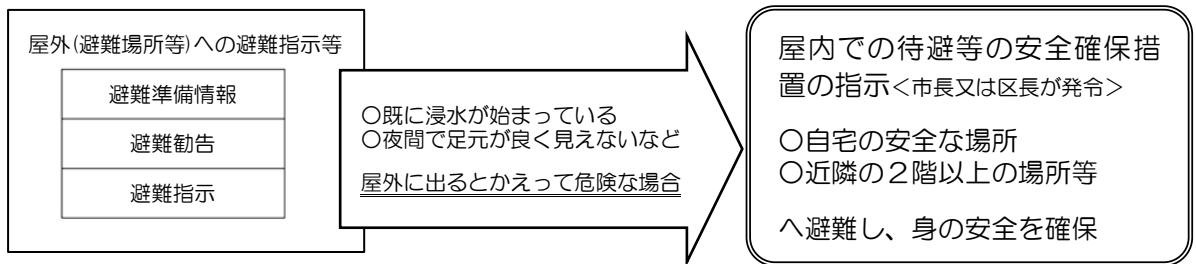


2 各計画の主な修正内容等

(1) 「風水害対策編」の修正

ア 災害対策基本法の改正に伴う修正

- ① 市民等への情報提供及び広報の手段として、ICT技術等を活用した手段を追加
 - ・避難に関する情報などを市民に確実に伝達できるよう、従来の広報手段のほか、ソーシャルネットワーキングサービスや緊急速報メール等を追加
 - ・市の情報収集・伝達手段の整備についても多重化・多様化を図り、複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備について規定
- ② 「屋内での待避等の安全確保措置」の指示の発令を明確に規定 など
 - ・屋外に出るとかえって危険な状況となる場合に実施
 - ・避難勧告等と同様、市本部長又は区本部長が指示を発令



イ 気象業務法の改正に伴う気象等に関する新たな「特別警報」の運用開始

- ① 特別警報発表時における本市の配備体制を新たに規定
市域を対象とする特別警報が発表された場合、市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、職員の配備・動員等所要の措置をとることを規定
- ② 市町村に義務付けられた「市民への周知の措置の実施」を規定
特別警報が発表された場合、市はあらゆる手段をもって周知の措置を実施し、合わせて「直ちに命を守る」行動をとるよう広報を行うことを規定

ウ 水防法の改正に伴う浸水想定区域内における事業者の浸水防止等の取組強化

- ① 区から洪水予報等を伝達する事業所等に地下街等、要援護者施設のほか、大規模工場等を追加
 - ・ 大規模工場等の用途・規模は条例で規定
 - ・ 条例の規模等に該当する事業所等は大規模工場として申出ることが可能
 - ・ 申出を行った事業所等に対しては、防災計画に名称及び所在地を定め、区から洪水予報等を直接伝達することを規定
- ② 浸水防止計画等の作成、訓練実施及び自衛水防組織の設置を事業者等の措置事項として追加

	地下街等	災害時要援護者施設	大規模工場等 (申出のあった施設のみ)
事業所の措置の実施	義務	努力義務	努力義務
事業所の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・<u>浸水防止計画の作成</u> ・<u>訓練の実施</u> ・<u>自衛水防組織の設置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難確保計画の作成</u> ・<u>訓練の実施</u> ・<u>自衛水防組織の設置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>浸水防止計画の作成</u> ・<u>訓練の実施</u> ・<u>自衛水防組織の設置</u>
市の実施する措置	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達

※アンダーラインが今回追加されるもの

- ・ 上記の措置事項に加え、各事業者が計画の作成・変更及び自営水防組織の設置・変更を行った場合は、市に報告を実施することを規定
- ・ 市は事業所等の取組に対し、必要な指導等を実施することを規定
- ・ 地下街等の所有者等が計画を作成しない場合、必要な指示を行うこと及び指示に従わない場合はその旨を公表できる旨を規定

エ 火山災害対策の新設

国の「広域的な火山防災対策に係る検討会」などにおいて、国や自治体を実施すべき事項などについて提言が示され、また、本市においても、富士山等で大規模な噴火が発生した場合は、火山灰による大きな影響が発生することが予想されることから、防災計画へ新たに位置付けました。

※「風水害対策編」に火山災害対策を規定することから、計画名称を、「風水害等対策編」に変更

(7) 想定する火山噴火及び主な影響

- ① **富士山の大規模噴火（1707年宝永噴火をモデル）を想定**
 - ・本市には火山灰の到達が予測
 - ・国等が策定した「富士山火山防災マップ」によると、本市域内の火山灰の層厚は、10 cm前後
 - ・本市全体の降灰量は、約 5,800 万 m³
- ② **多量の降灰により、都市基盤等を中心に大きな影響が発生**
 - ・道路や線路への堆積による交通機関の運行停止や道路の通行止
 - ・眼や喉の痛みなど健康への影響
 - ・上下水道施設における水質変化や管路のつまり
 - ・電柱等の漏電による停電(湿った火山灰は導電性があるため) など

(1) 計画に定める対策

- ① **噴火や降灰状況等を基準とした災害対策本部等の体制**

降灰状況や関係機関等からの情報(噴火警戒レベル、降灰予報等)等を総合的に勘案して、市本部等を設置
- ② **道路、鉄道、上下水道等の円滑な復旧に向けた対策**

早期の市民生活復旧等のため、各施設管理者による事前及び事後の降灰対策を規定
- ③ **火山灰の除去・収集・運搬・処分等の実施**
 - ・宅地からの排出方法、集積場所、運搬手段、処分方法等について規定
 - ・仮置き場として、空地・未利用地を利用すること、国等と連携した最終的な処分場の確保などについて規定
- ④ **建物・施設等における降灰への対応**

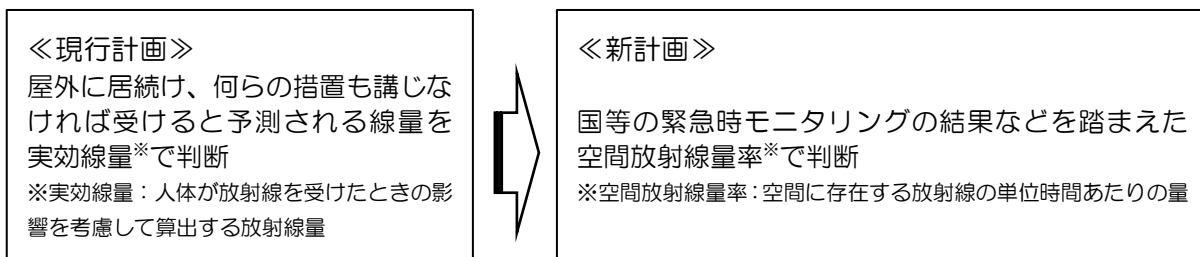
所有者・管理者等が除灰を実施 など
- ⑤ **火山災害への備え等についての広報・啓発の実施**

火山灰の影響、除灰方法、ライフライン停止等に備えた備蓄、自動車の運転や外出の自粛、マスク等保護具の活用など
- ⑥ **関係事業者等との協定締結などの推進**

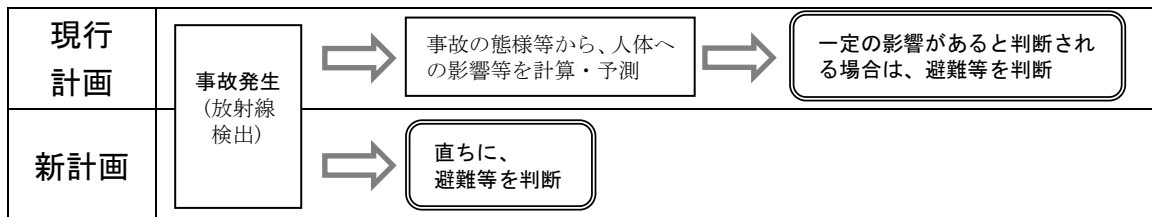
建設・道路関係事業者や他都市等との協定締結などを推進し、除灰のための資機材や人員を確保

(2) 「都市災害対策編」(放射性物質災害対策)の修正

① 屋内退避・避難等の防護措置実施の基準・要領等の変更

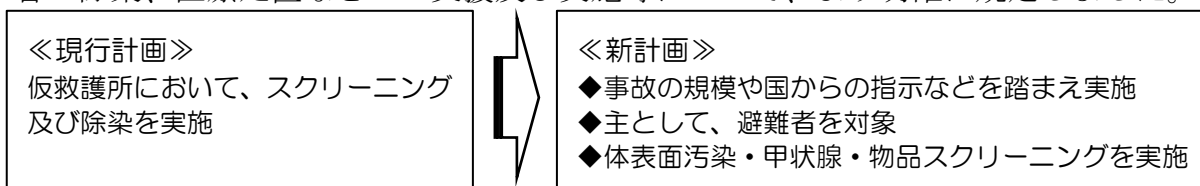


《イメージ》 緊急時モニタリング等で一定の放射線が検出された場合



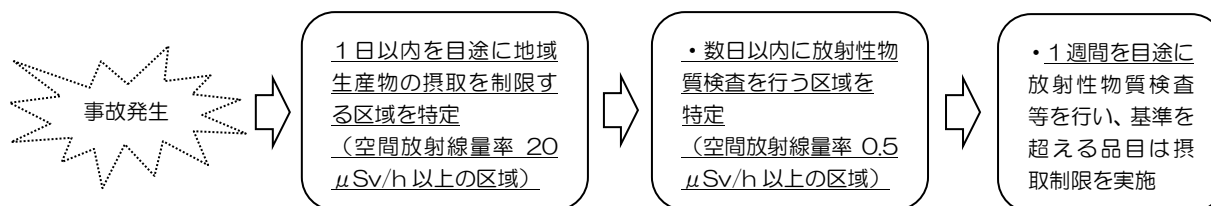
② 汚染スクリーニング(汚染検査)及び除染要領等の見直し

国からの指示に基づき、県等が実施する各種のスクリーニング、基準値を超えた場合の除染、医療処置などへの支援及び実施等について、より明確に規定しました。



③ 飲食物等の摂取制限を行う基準等の明確化

現行計画では、主に汚染飲食物の摂取制限に関する措置内容のみを定めていますが、国の基準、指示を踏まえ、地域生産物の摂取を制限する区域の特定や放射性物質検査の結果等に基づく飲食物の品目ごとの摂取制限等を実施することを新たに規定しました。



※アンダーライン部分が今回追加するもの

④ 災害復旧対策(中長期的な対策)の充実

汚染地域の除染や被災者等への支援など、中長期的な災害復旧を行うに当たり、災害を発生させた原子力事業者が除染等のため必要な措置を行う義務があることや、被ばくによる健康影響に加え、長期間の避難等による心身の影響も含めた健康評価を必要に応じて実施することなどを新たに規定しました。

⑤ 本市放射線対策本部での活動内容の反映

本市が実施した、大気中の放射線量測定のほか、小中学校、保育所及び幼稚園等の校・園庭、公園、プール、市民利用施設等における放射線量測定や、水道水、農産物等の放射性物質検査を実施について明確に規定しました。

また、雨水などにより、ごく局所的に空間放射線量が高まる「マイクロスポット」への対応についても新たに規定しました。

(3) 各計画への「震災対策編」の修正内容の反映

24年度、全面的な見直しを行った「震災対策編」の修正内容の反映も行いました。

(自助・共助による防災力の強化促進、市災害対策本部の機能強化など)

3 今後の予定

市民及び関係機関等に対し修正内容等についての周知を進め、来年度(平成26年4月1日)から新計画の運用を開始する予定です。

平成 25 年度減災対策推進特別委員会報告書 構成案

1 付議事件

減災及び防災対策の推進に関すること。

2 調査・研究テーマ

自助・共助を進める公助の取り組みについて

3 調査・研究テーマ選定理由、委員会運営方法

平成 25 年 8 月 2 日開催の委員会で決定

東日本大震災を踏まえ、本市においては、被害想定の見直しやよこはま市民防災憲章の制定、減災目標を盛り込んだ横浜市防災計画「震災対策編」の修正、減災目標のアクションプランである横浜市地震防災戦略の策定など、発災時の被害を最小限に食い止められるよう、さまざまな取り組みが行われているところである。議会においても、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」が制定されるなど、減災を進めるに当たっての自助及び共助の重要性、そしてこれを推進するための行政の役割が強く求められている。

今年度の本委員会では、自助、共助、公助の役割を明確にした上で、地域における防災力をより一層高める仕組みづくりや施設の整備など、本市減災目標の達成に必要な公助の役割について、事例の検証、現地視察や専門家からの意見聴取などを行い、調査・研究を行う。

4 委員会活動の経緯

活動実績を記載

5 調査・研究テーマに関連する本市の取り組み

当局が行った事業概要説明を記載

6 参考人からの意見聴取

参考人の説明概要及び委員意見等を記載

7 委員意見概要

これまでの委員会における委員意見等を記載

8 まとめ

委員意見等から導き出される本委員会のまとめを記載